



# 鳥取県公報

平成 20 年 9 月 26 日 (金)  
第 8 0 2 9 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 告 示	生活保護法による介護機関の指定 (647) (福祉保健課) . . . . . 2
	建築物移動等円滑化基準の不適用認定に係る大規模な改修等 (648) (景観まちづくり課) . . . . . 2
	保安林の指定予定 (5 件) (649~653) (森林保全課) . . . . . 4
	保安林の指定施業要件の変更予定 (654) (〃) . . . . . 6
	県営土地改良事業の工事の完了 (655) (西部総合事務所県土整備局) . . . . . 7
◇ 選管告示	選挙管理委員会の招集 (61) . . . . . 7
◇ 公 告	平成 20 年度鳥取県職員採用試験 (資格免許職 (3 回目) 等) の実施 (人事委員会事務局任用課) . . . . . 7
	平成 20 年度鳥取県警察官採用試験 (警察官 A (2 回目)) の実施 (〃) . . . . . 10

# 告 示

## 鳥取県告示第647号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定に基づき、介護機関を指定したので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成20年9月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地	介護予防事業の種類	指定年月日
社会福祉法人鳥取市社会福祉協議会	鳥取市富安二丁目104-2	社会福祉法人鳥取市社会福祉協議会青谷事業所しいの実	鳥取市青谷町露谷53-5	介護予防通所介護	平成20年8月1日

## 鳥取県告示第648号

鳥取県福祉のまちづくり条例（平成20年鳥取県条例第2号。以下「条例」という。）第22条第2項並びに別表第7第5項第8号ただし書、第5項第8号イ及び第6項並びに別表第8第2項第2号ただし書、第3項第5号ただし書、第4項第4号ただし書、第5項第9号及び第6項第2号の規定に基づき、建築物移動等円滑化基準の不適用認定に係る大規模な改修等を次のとおり定め、平成20年10月1日から施行する。

平成20年9月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の左欄に掲げる条例の規定中同表の中欄に掲げる事項は、それぞれ同表の右欄に定めるとおりとする。

第22条第2項	知事が定める大規模な改修	次の各号のいずれかに該当するもの (1) 柱、梁その他の構造上重要な部分に大幅な変更を伴うもの (2) 防火又は避難に関する設備に大幅な変更を伴うもの (3) 敷地の拡張が必要となるもの
別表第7第5項第8号ただし書	視覚障害者の利用上支障がないものとして知事が定める場合	エレベーター及び乗降ロビーが、主として自動車の駐車のために供する施設（以下「駐車施設」という。）に設けるものである場合
別表第7第5項第8号イ	知事が定める方法	次のいずれかの方法 (1) 文字等の浮き彫り (2) 音による案内 (3) 点字及び前2号に掲げるものに類する方法
別表第7第6項	知事が定める特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機	次のいずれかの昇降機 (1) 昇降行程が4メートル以下のエレベーター又は階段の部分、傾斜路の部分その他これらに類する部分に沿って昇降するエレベーターであって、かごの定格速度が毎分15メートル以下で、その床面積が2.25平方メートル以下のもの

		(2) 車いすに座ったまま車いす使用者を昇降させる場合には 2 枚以上の階段を同一の面に保ちながら昇降を行うエスカレーターであって、運転時における階段の定格速度が毎分 30メートル以下で、2 枚以上の階段を同一の面とした部分の先端に車止めを設けたもの
別表第 7 第 6 項	車いす使用者が円滑に利用できるものとして知事が定める構造	次のいずれかの構造 (1) エレベーターにあつては、次に掲げる条件に適合する構造 ア 特殊な構造又は使用形態のエレベーター及びエスカレーターの構造方法を定める件（平成 12 年建設省告示第 1413 号）第 1 第 7 号に定める構造であること。 イ かごの幅が 70 センチメートル以上、奥行きが 120 センチメートル以上であること。 ウ 車いす使用者がかご内で方向を変更する必要がある場合にあっては、かごの幅及び奥行きが十分に確保されていること。 (2) エスカレーターにあつては、通常の使用状態において人又は物が挟まれ、又は障害物に衝突することがないようにしたエスカレーターの構造及びエスカレーターの勾配に応じた階段の定格速度を定める件（平成 12 年建設省告示第 1417 号）第 1 第 3 号に定める構造
別表第 8 第 2 項 第 2 号ただし書	視覚障害者の利用上支障がないものとして知事が定める場合	廊下等が次の各号のいずれかに該当するものである場合 (1) 勾配が 20 分の 1 を超えない傾斜がある部分の上端及び下端に近接するもの (2) 高さが 16 センチメートルを超えず、かつ、勾配が 12 分の 1 を超えない傾斜がある部分の上端及び下端に近接するもの (3) 駐車施設に設けるもの
別表第 8 第 3 項 第 5 号ただし書	視覚障害者の利用上支障がないものとして知事が定める場合	踊場の部分が次の各号のいずれかに該当するものである場合 (1) 駐車施設に設けるもの (2) 段がある部分と連続して手すりを設けるもの
別表第 8 第 4 項 第 4 号ただし書	視覚障害者の利用上支障がないものとして知事が定める場合	踊場の部分が次の各号のいずれかに該当するものである場合 (1) 勾配が 20 分の 1 を超えない傾斜がある部分の上端及び下端に近接するもの (2) 高さが 16 センチメートルを超えず、かつ、勾配が 12 分の 1 を超えない傾斜がある部分の上端及び下端に近接するもの (3) 駐車施設に設けるもの (4) 傾斜がある部分と連続して手すりを設けるもの
別表第 8 第 5 項 第 9 号	知事が定める方法	次のいずれかの方法 (1) 文字等の浮き彫り (2) 音による案内 (3) 点字及び前 2 号に掲げる方法に類する方法
別表第 8 第 6 項 第 2 号	視覚障害者の利用上支障がないものとして知事が定める部分	次の各号のいずれかに該当する部分 (1) 勾配が 20 分の 1 を超えない傾斜がある部分の上端及び下端に近接する部分 (2) 高さが 16 センチメートルを超えず、かつ、勾配が 12 分の 1 を超えない傾斜がある部分の上端及び下端に近接する部分 (3) 段がある部分若しくは傾斜がある部分と連続して手すりを設ける部分

**鳥取県告示第649号**

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成20年9月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 保安林予定森林の所在場所  
八頭郡若桜町大字湊見字垣ノ内203、205から207まで、207の1、209、209の2、209の4、字カナチ731の2、字上河原739の1、739の2
- 2 指定の目的  
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法  
ア 主伐は、択伐による。  
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、若桜町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。  
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び若桜町役場に備え置いて縦覧に供する。)

**鳥取県告示第650号**

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成20年9月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 保安林予定森林の所在場所  
八頭郡若桜町大字湊見字大平782の2、782の4
- 2 指定の目的  
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法  
ア 主伐は、択伐による。  
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、若桜町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。  
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び若桜町役場に備え置いて縦覧に供する。)

**鳥取県告示第651号**

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成20年9月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 保安林予定森林の所在場所  
日野郡日南町新屋字東願寺154の2
- 2 指定の目的  
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法  
ア 主伐は、択伐による。  
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、日南町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。  
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び日南町役場に備え置いて縦覧に供する。)

**鳥取県告示第652号**

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成20年9月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 保安林予定森林の所在場所  
日野郡日野町下黒坂字藁麦谷1308の1、1308の3、1310の4から1310の7まで、1310の9、1310の17、1310の19、1310の32、1310の33、1310の35、1310の36、1311
- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法  
ア 主伐は、択伐による。  
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、日野町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。  
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び日野町役場に備え置いて縦覧に供する。)

**鳥取県告示第653号**

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成20年9月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 保安林予定森林の所在場所  
日野郡日野町福長字堰林1356の1、1356の2
- 2 指定の目的  
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法  
ア 主伐は、択伐による。  
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、日野町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。  
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び日野町役場に備え置いて縦覧に供する。)

**鳥取県告示第654号**

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成20年9月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所  
西伯郡大山町今在家字三坂原959の2、字猫坪谷878、883から885まで、赤松字下水瀧1634、字小松山1603の1、1604の1、字中菅野1611、1613、字鍋山1701の17から1701の28まで、字門野563の1、563の3から563の5まで、563の7から563の9まで、563の11、563の13、563の14、563の16、567の4、567の78、567の106から567の108まで、前字下高滝562、大山字上ノ原148、豊房字向林ノ一1929、1933、1934の2、字上開林1922の2、1923、1924の2、1925の2、1926の2、1927の2、1928の2、字清水原2045の1、字草谷原2049の1、字馬越背2062の6、字尾原2046の1、2046の39、2046の114、2046の115、2046の379、2046の395、2046の399、2046の406、2046の407、2046の410
- 2 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法  
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
西伯郡大山町大山字上ノ原148、豊房字清水原2045の1、字馬越背2062の6

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、大山町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び大山町役場に備え置いて縦覧に供する。)

#### 鳥取県告示第655号

県営土地改良事業の工事が次のとおり完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により告示する。

平成20年9月26日

鳥取県西部総合事務所長 上 場 重 俊

土地改良事業の名称	工事完了年月日
農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業 淀江地区 農道整備	平成20年3月28日

## 選挙管理委員会告示

#### 鳥取県選挙管理委員会告示第61号

平成20年第9回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成20年9月26日

鳥取県選挙管理委員会委員長 古 賀 裕 子

- 日時 平成20年9月30日（火） 午後1時40分
- 場所 鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁選挙管理委員室
- 議題
  - 鳥取県選挙運動管理規程の一部改正について
  - その他

## 公 告

職員の任用に関する規則（昭和27年鳥取県人事委員会規則第11号）第17条第1項の規定に基づき、平成21年度に採用する鳥取県職員の採用試験の実施について、次のとおり公告する。

平成20年9月26日

鳥取県人事委員会委員長 曾 我 紀 厚

- 試験の名称  
平成20年度鳥取県職員採用試験（資格免許職（3回目）等）

## 2 試験の種類及び採用予定者数

試験の種類	採用予定者数
土木	2 名程度
薬剤師	2 名程度
管理栄養士	1 名程度

(注) 採用予定者数については、今後の欠員等の状況により変更する場合がある。また、試験の結果によっては第 1 次試験合格者及び採用候補者がいない場合がある。

## 3 対象となる職

知事の事務部局、教育委員会の事務部局等に勤務する行政職給料表 1 級相当程度の職員の職

## 4 給与

この試験に合格し、採用された者には、原則として給料月額 176,800 円のほか諸手当が支給される。

## 5 受験資格

受験資格は、次のとおりとする。ただし、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 16 条の規定により地方公務員になることができない者は、受験することができない。

## (1) 年齢要件等は、次のとおりであること。

## ア 土木

次のいずれかの要件を満たす者であること。

(ア) 昭和 48 年 4 月 2 日から昭和 62 年 4 月 1 日までに生まれた者

(イ) 昭和 62 年 4 月 2 日以降に生まれた者で、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）による大学（短期大学を除く。）を卒業したもの若しくは平成 21 年 3 月 31 日までに卒業見込みのもの又は鳥取県人事委員会（以下「人事委員会」という。）がこれらと同等の資格があると認めるもの

## イ 薬剤師

次の要件を満たす者であること。

(ア) 昭和 48 年 4 月 2 日以降に生まれた者

(イ) 薬剤師法（昭和 35 年法律第 146 号）第 2 条の規定により薬剤師の免許を受けた者又は平成 21 年 4 月 30 日までに受ける見込みの者であること。

## ウ 管理栄養士

次の要件を満たす者であること。

(ア) 昭和 48 年 4 月 2 日以降に生まれた者

(イ) 栄養士法（昭和 22 年法律第 245 号）第 2 条第 3 項の規定により管理栄養士の免許を受けた者又は平成 21 年 5 月 31 日までに受ける見込みの者であること。

## (2) 日本国籍を有しない者にあつては、次のいずれかに該当する者又は平成 21 年 3 月 31 日までに該当する見込みの者であること。

ア 出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号）別表第 2 の上欄に掲げる永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等又は定住者

イ 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成 3 年法律第 71 号）による特別永住者

(注) 日本国籍を有しない職員は、公権力の行使又は公の意思形成への参画に携わる職以外の職に任用される。

## 6 第 1 次試験

## (1) 試験種目

教養試験（多肢選択式）、専門試験（多肢選択式）、論文試験及び適性検査

(注) 論文試験の採点及び適性検査の判定は第 1 次試験合格者に対して実施し、論文試験の評価は第 2 次試験において行い、適性検査の検査結果は第 2 次試験の人物試験の参考として使用するものとする。

## (2) 試験期日



平成20年11月2日（日）

(3) 試験会場

鳥取県庁本庁舎講堂 鳥取市東町一丁目220

7 第2次試験

(1) 試験種目

人物試験（集団討論及び個別面接）

(2) 試験期日

平成20年12月8日（月）から同月10日（水）まで

(3) 試験会場

鳥取県庁第二庁舎会議室 鳥取市東町一丁目271

8 第1次試験合格者及び採用候補者の決定方法

(1) 第1次試験合格者

第1次試験の教養試験（多肢選択式）と専門試験（多肢選択式）の得点を合計した得点の高い順に決定する。

なお、第1次試験の教養試験（多肢選択式）と専門試験（多肢選択式）には、それぞれ一定の基準を設け、この基準を満たさない場合は、合計得点にかかわらず不合格とする。

(2) 採用候補者

第1次試験の教養試験（多肢選択式）と専門試験（多肢選択式）の得点にかかわらず、第1次試験において実施する論文試験と第2次試験において実施する人物試験（集団討論及び個別面接）の得点を合計した得点の高い順に決定する。

なお、論文試験と人物試験（集団討論及び個別面接）には、それぞれ一定の基準を設け、この基準を満たさない場合は、合計得点にかかわらず不合格とする。

9 第1次試験合格者及び採用候補者の発表

(1) 第1次試験合格者

平成20年11月11日（火）に、鳥取県庁本庁舎、東部総合事務所、八頭総合事務所、中部総合事務所、西部総合事務所及び日野総合事務所の1階屋内掲示板等にその受験番号を掲示して発表するとともに、インターネット上の鳥取県のホームページ（とりネット）に掲載する。

なお、第1次試験合格者には書面で通知する。

(2) 採用候補者

平成20年12月18日（木）に、鳥取県庁本庁舎、東部総合事務所、八頭総合事務所、中部総合事務所、西部総合事務所及び日野総合事務所の1階屋内掲示板等にその受験番号を掲示して発表するとともに、インターネット上の鳥取県のホームページ（とりネット）に掲載する。

なお、採用候補者には書面で通知する。

10 採用の方法

(1) 採用候補者は、人事委員会が作成する採用候補者名簿に成績順に登載される。人事委員会は、任命権者からの提示請求に従って採用候補者を成績順に提示する。任命権者は、欠員等の状況も考慮しながら、提示された者のうちから採用に係る審査を行って採用者を決定する。したがって、採用候補者がすべて採用されるとは限らない。

(2) 採用候補者名簿の有効期間は、名簿確定（採用候補者の発表）の日から原則として1年間とする。

なお、採用は、原則として平成21年4月1日の予定であるが、欠員等の状況によってはそれ以前に採用することもある。

11 受験手続

(1) 受験申込書の配布

受験申込書は、鳥取県人事委員会事務局、鳥取県庁本庁舎受付、東部総合事務所県民局、八頭総合事務所県民局、中部総合事務所県民局、西部総合事務所県民局、日野総合事務所県民局、東京本部、関西本部、名

古屋本部において配布する。

(2) 受験の申込み

受験希望者は、次のいずれかの方法により申込みをすること。

なお、申込みができる試験の種類は、1つに限る。

ア 所定の受験申込書1部に必要事項を記入の上、鳥取県人事委員会事務局に持参、郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）により提出する方法

イ インターネット上の鳥取県のホームページ（とりネット）の電子申請の受付サービス（<http://www.shinsei.pref.tottori.lg.jp/>）を利用して申込みをする方法

(3) 受付期間及び受付時間

ア 持参、郵便又は信書便による申込みの場合

(ア) 受付期間

平成20年9月26日（金）から同年10月16日（木）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

なお、郵便又は信書便による申込みは、平成20年10月16日（木）までの消印又は信書便の役務のうち消印に準ずるもののあるものに限り受け付ける。

(イ) 受付時間

午前8時30分から午後5時30分まで

イ インターネットによる申込みの場合

平成20年9月26日（金）午前0時から同年10月16日（木）午後12時まで

12 その他

(1) 受験手続その他受験に関する問合せは、鳥取県人事委員会事務局（〒680-8570 鳥取市東町一丁目271 電話0857-26-7553 電子メールjinji@pref.tottori.jp）に行うこと。

(2) 受験申込書の請求、受験に関する問合せ等を郵便又は信書便によって行う場合には、120円切手をはったあて先明記の返信用封筒を同封すること。

(3) 試験の詳細については、別に受験案内が作成されているので、参照すること。

職員の任用に関する規則（昭和27年鳥取県人事委員会規則第11号）第17条第1項の規定に基づき、平成21年度に採用する鳥取県警察官の採用試験の実施について、次のとおり公告する。

平成20年9月26日

鳥取県人事委員会委員長 曾 我 紀 厚

1 試験の名称

平成20年度鳥取県警察官採用試験（警察官A（2回目））

2 試験の区分及び採用予定者数

試験の区分	採用予定者数
警察官（男性）	5名程度

(注) 採用予定者数については、今後の欠員等の状況により変更する場合がある。また、試験の結果によっては第1次試験合格者及び採用候補者がいない場合がある。

3 対象となる職

警察署等に勤務する公安職給料表2級係員（巡査）の職

4 給与

この試験に合格し、採用された者には、原則として給料月額208,800円のほか諸手当が支給される。

## 5 受験資格

受験資格がある者は、昭和53年4月2日以降に生まれた者で、学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。）若しくはこれに準ずる学校を卒業したもの又は平成21年3月31日までに卒業する見込みのものとする。ただし、日本の国籍を有しない者及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条の規定により地方公務員となることができない者は、受験することができない。

## 6 第1次試験

### (1) 試験種目

教養試験（多肢選択式）

### (2) 試験期日

平成20年11月2日（日）

### (3) 試験会場

鳥取県庁第二庁舎会議室 鳥取市東町一丁目271

西部総合事務所講堂 米子市糺町一丁目160

## 7 第2次試験

### (1) 試験種目

論文試験、人物試験（集団討論及び個別面接）、適性検査、身体検査及び体力検査  
なお、身体検査の検査項目及び基準は、次のとおりとする。

検 査 項 目	基 準
身 長	おおむね160センチメートル以上であること。
体 重	おおむね47キログラム以上であること。
胸 囲	おおむね78センチメートル以上であること。
視 力	両眼とも、裸眼視力が0.6以上又は矯正視力が1.0以上であること。
色 覚	正常であること。
聴 力	正常であること。
一般内科系検査	正常であること。
四肢の運動機能	職務遂行に支障がないこと。

### (2) 試験期日

平成20年12月1日（月）から同月3日（水）まで

### (3) 試験会場

鳥取県警察学校 鳥取市伏野46-5

鳥取県警察本部庁舎会議室 鳥取市東町一丁目271

鳥取県庁本庁舎会議室 鳥取市東町一丁目220

## 8 第1次試験合格者及び採用候補者の決定方法

### (1) 第1次試験合格者

第1次試験の得点の高い順に決定する。

なお、教養試験には一定の基準を設け、この基準を満たさない場合は不合格とする。

### (2) 採用候補者

第1次試験の得点にかかわらず、第2次試験の結果により決定する。

## 9 第1次試験合格者及び採用候補者の発表

### (1) 第1次試験合格者

平成20年11月11日（火）に、鳥取県庁本庁舎、東部総合事務所、八頭総合事務所、中部総合事務所、西部総合事務所及び日野総合事務所の1階屋内掲示板等にその受験番号を掲示して発表するとともに、インターネット上の鳥取県のホームページ（とりネット）に掲載する。

なお、第1次試験合格者には書面で通知する。

## (2) 採用候補者

平成20年12月18日(木)に、鳥取県庁本庁舎、東部総合事務所、八頭総合事務所、中部総合事務所、西部総合事務所及び日野総合事務所の1階屋内掲示板等にその受験番号を掲示して発表するとともに、インターネット上の鳥取県のホームページ(とりネット)に掲載する。

なお、第2次試験の受験者全員に結果を書面で通知する。

## 10 採用の方法

(1) 採用候補者は、鳥取県警察本部長が作成する採用候補者名簿に成績順に登載され、同名簿に登載された者の中から採用が決定される。したがって、採用候補者がすべて採用されるとは限らない。

(2) 採用候補者名簿の有効期間は、名簿確定(採用候補者の発表)の日から原則として1年間とする。

なお、採用は、原則として平成21年4月1日の予定であるが、欠員等の状況によってはそれ以前に採用することもある。

## 11 受験手続

## (1) 受験申込書の配布

受験申込書は、鳥取県人事委員会事務局、鳥取県庁本庁舎受付、東部総合事務所県民局、八頭総合事務所県民局、中部総合事務所県民局、西部総合事務所県民局、日野総合事務所県民局、東京本部、関西本部、名古屋本部、警察本部県民ホール、各警察署、交番及び駐在所において配布する。

## (2) 受験の申込み

受験希望者は、次のいずれかの方法により申込みをすること。

ア 所定の受験申込書1部に必要事項を記入の上、鳥取県人事委員会事務局に持参、郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便(以下「信書便」という。)により提出する方法

イ インターネット上の鳥取県のホームページ(とりネット)の電子申請の受付サービス(<http://www.shinsei.pref.tottori.lg.jp/>)を利用して申込みをする方法

## (3) 受付期間及び受付時間

ア 持参、郵便又は信書便による申込みの場合

## (ア) 受付期間

平成20年9月26日(金)から同年10月16日(木)まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)

なお、郵便又は信書便による申込みは、平成20年10月16日(木)までの消印又は信書便の役務のうち消印に準ずるもののあるものに限り受け付ける。

## (イ) 受付時間

午前8時30分から午後5時30分まで

イ インターネットによる申込みの場合

平成20年9月26日(金)午前0時から同年10月16日(木)午後12時まで

## 12 その他

(1) 受験手続その他受験に関する問合せは、鳥取県人事委員会事務局(〒680-8570 鳥取市東町一丁目271 電話0857-26-7553 電子メールjinji@pref.tottori.jp)に行うこと。ただし、第2次試験の実施及び採用候補者の発表に関する問合せは、鳥取県警察本部警務課(〒680-8570 鳥取市東町一丁目271 電話(代表)0857-23-0110)に行うこと。

(2) 受験申込書の請求、受験に関する問合せ等を郵便又は信書便によって行う場合には、120円切手をはったあて先明記の返信用封筒を同封すること。

(3) 第1次試験に関する手続は鳥取県人事委員会事務局が実施し、第2次試験以降の手続は鳥取県警察本部が実施する。

(4) 試験の詳細については、別に受験案内が作成されているので、参照すること。